子どもの虐待被害と回復 前編

NPO法人神奈川子ども支援センターつなっぐ代表理事

ベイアヴェニュー法律事務所　弁護士　飛　田　　桂

飛田　　桂　（ひだ　けい）

- NPO法人神奈川子ども支援センターつなっぐ代表理事
- 神奈川県弁護士会所属
- ベイアヴェニュー法律事務所
- 児童虐待について
- 　児童相談所非常勤、被害者代理人、子ども担当弁護士
- いじめ問題について
- DVについて
- その他

自己紹介

虐待事案について支援するときの二つの視点

①　事実に基づく

　　事実を調査し、証拠を集め、事実に基づいて動く

②　背景に近づく、心に寄り添う

　　事実から推測できる「心」の状態を見立てる

順番は、①→②。逆に、②→①とすると、全く検討違いなことが起きることがある。でも、①と②は行き来する。

例：子どもが非行傾向と思っていたら、親に問題があった。

公的な保護の流れ

開示→　虐待通告→　一時保護　→　措置（施設入所など）

↘　在宅での調査　↘　家庭復帰

何度も聞いてしまう現場は…

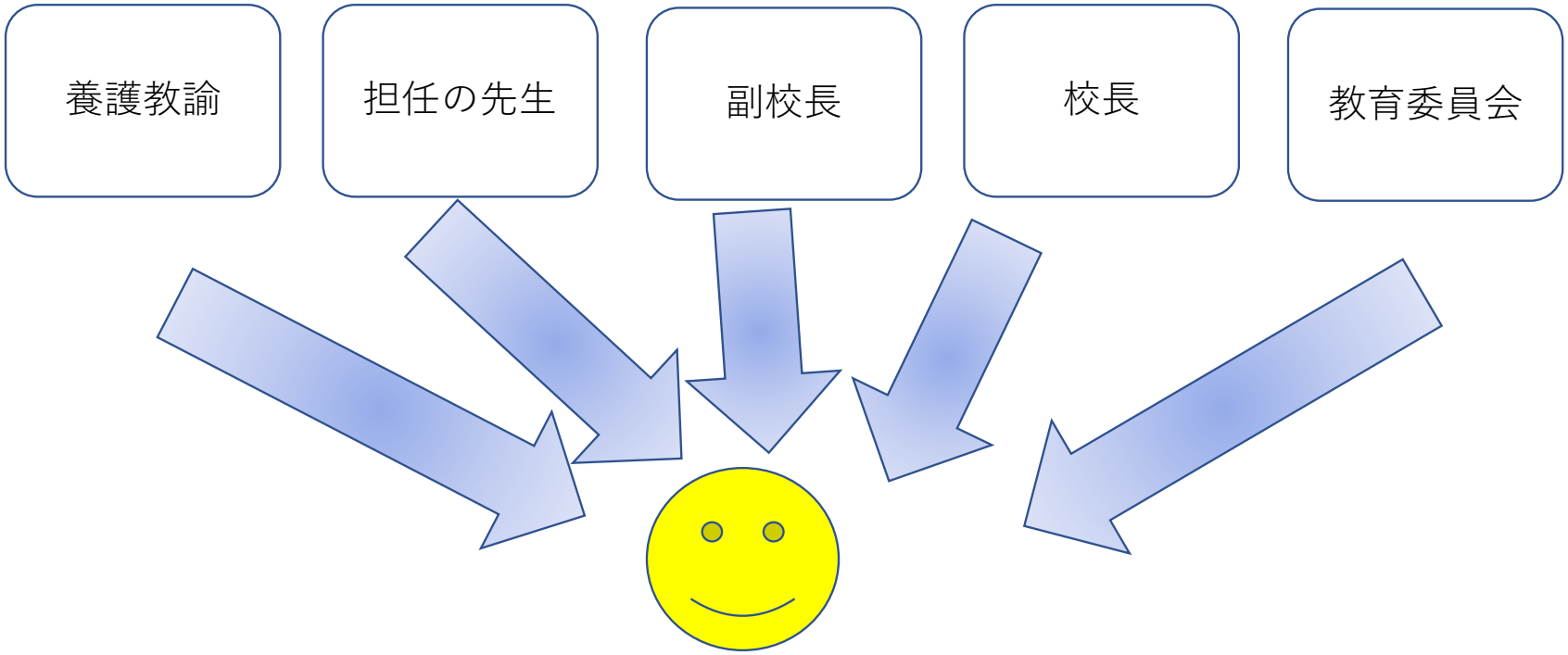

子どもから話を聴く

〇初期の聴き取り

　教職員、医師、保護者、友人の保護者、その他…、聴き取りをされる時には「録音をして下さい。」

〇聴き方

こちらから、何があったかを聞くのではなく、「子どもから自発的に語らせて下さい。」。オープンクエスチョン。「それで？」と聞いていく。

本人が話始めた場合には、さえぎらすに聞き取ってしまう。身振り手振りについては音声が入らないことに注意。本人が書いた紙などもきちんと置いておく。誰が、何をしたかは聞けると良い。

〇研修　RIFCR™、NICHD、CFJなど

録音、録画について

- 対面での話している内容の録音・録画
- 施設管理者の録音・録画
- プライバシーについては、対面の会話については違法性について問題にはならないと思われる。但し、服を脱いでいる画像など、プライバシー性が高いものについては原則侵害になるのでは。また、自分の記録に限られる。
- 同意の取り方
- 第三者に提供すること

- 初期の話の聞き方については、チャイルドファーストジャパンの、RIFCR™研修などがある。

その他の有用なこと

- 「どうしてその日だと思うの？」 日にちの特定がなくても、その後の捜査に使える。
- レイプキットが使える場合や、殴られた後などがある場合は、必ず、そういった客観的な証拠を残しておく。

児童三機関連携による子どもからの聴き取り（協同面接）

面接・聴取方法等を協議することが必要な事例

（１）児童相談所において把握した事例　刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所にお いて、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、３機関で協議 することが必要と判断した事例

（２）警察・検察において把握した事例　刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察にお いて、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

被害開示からの流れ

被害開示 → 協同面接 → 検察での事情聴取 → 裁判

協同面接

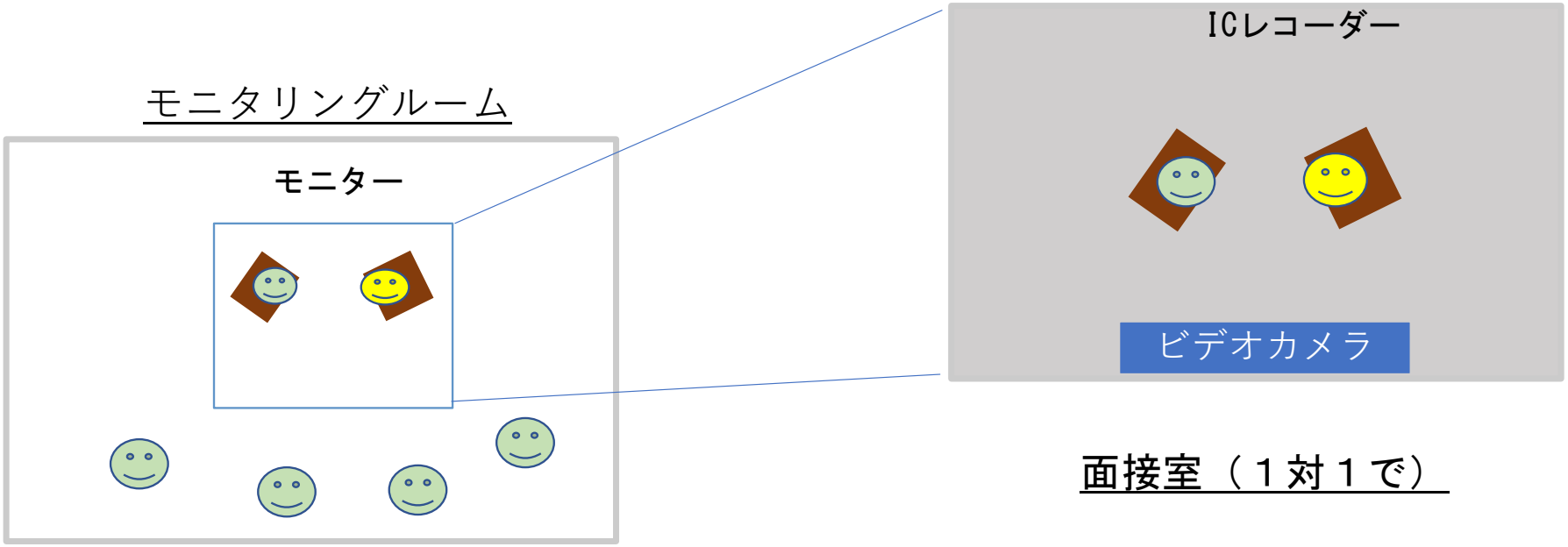

バックスタッフ（警察、検察、児童相談所）

面接室（１対１で）

　刑事立件が見込まれる場合は検察官が面接となることが多い。
　供述調書を取ることも多い。刑事訴訟法上、不同意にされた場合に証拠として公判顕出するため。

児童相談所の動き（事実を収集）

- 通告を受けて、援助の要否及び必要な援助内容を判断するための調査を行う。
- 原則４８時間以内（児童相談所運営指針第３章第３節３）に、安全確認をする。安全確認は目視が原則。
- 調査すべき項目

[1]　子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況

[2]　子どもの家庭環境、家族の状況

[3]　子どもの生活歴、生育歴

[4]　子ども、保護者等の現況

児童相談所の聴き取り

〇性的虐待については、聴き取り自体が二次被害になる恐れ。

〇最低限の事実について直接聴き取りができなくても、先生から直接、子どもの開示内容が聴き取りでき、一時保護が必要と判断できれば、それ以上は聴かないこともある。

〇その後、検察官、県警、児童相談所の３機関が協議して、協同面接（代表者面接）をすることもある。

子どもを保護する
（一時保護）

- 児福法３３条「児童相談所長は、…児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」

一時保護後

- 具体例：２ヵ月を超えたが、「子どもを返せ！」と言ってきている。
- ➢家庭裁判所に申立て
- ○期間延長は、「意に反する」保護のため、一時保護期間延長承認審判（児福法３３Ⅴ）
- ○措置に切り替えるのであれば、施設（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所）入所（児福法２８Ⅰ、２７Ⅰ③）

措置（施設入所）後

具体例；児童養護施設で高校卒業
　　（なお、多くの児童養護施設は、通学を要件としている。）

→　就職して一人暮らし
→　自立援助ホーム
→　生活保護でアパート設定
　　障害担当のCWさん、生活保護CWさんと

１８歳～２０歳の子ども

- 具体例；１８歳になって働き始めて実父の行為が性虐待と知る。

その後の流れ；
居場所のない子どもの相談窓口
→てんぽ（子ども用シェルター）や婦人用シェルターへ入所
→自立援助ホーム、施設、生活保護でアパート設定
障害担当のCWさん、生活保護CWさんと

- 子ども達が直面する様々な問題
- 進学や就職を親権者に阻害される
- 精神的に不安定になる
- 会社とのトラブル（診断書）
- デートDV、堕胎など
- 親類、　自立援助ホームとのトラブル
- 風俗、水商売

子ども達と並走する

〇保護をしないとき、解除するとき、施設に入所しないとき、出る時それぞれ、子ども達は、保護されていない状態になる。

〇公的な保護がされているときも、子ども本人だけの味方をする人は、アドボカシーの観点からは、子どもだけの味方をできる限りつけることが子どもの権利擁護には必要…

〇子どもと信頼関係を構築したなかでの意思確認。

つなっぐの設立経緯

- 児童相談所「だけ」にすべてを負わせるのでは、子どもへの支援が足りない。
- 様々な支援団体があるのに、子どもたちにつながらないことも。
- 「アウトリーチの支援」が絶対的に必要

ワンストップサポート事業
子どもへの寄り添い、同行支援事業

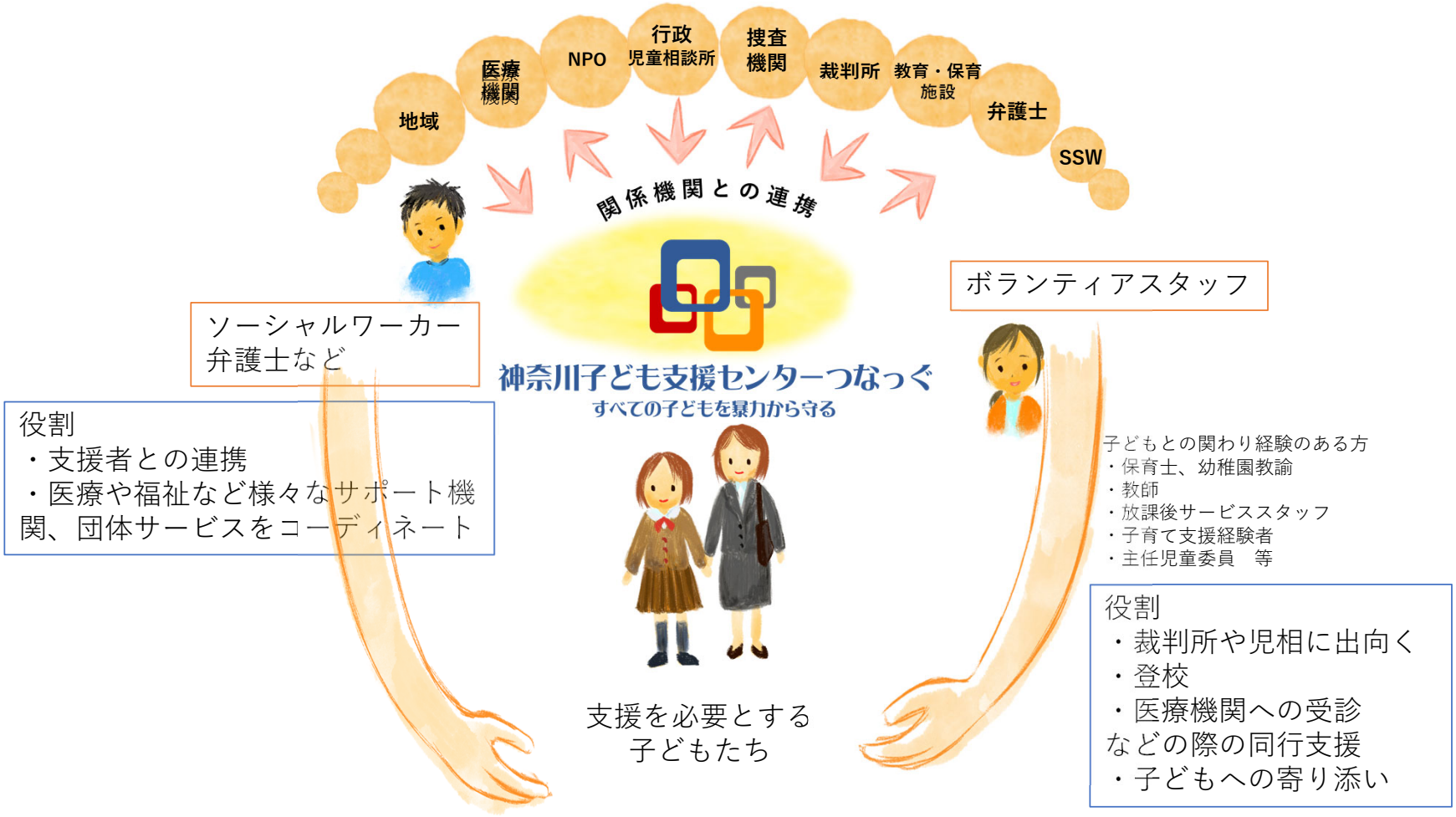

SSW:スクールソーシャルワーカー

SOSのキャッチについて

「心を寄せること」と「並走すること」

いじめや虐待を受けた子ども＝自尊心を傷つけられている

周りの人間に全てを話すこと（開示）は不可能ですし、場合によっては話すこと自体が、その子の心を傷付けてしまいます。

➢自尊心の傷つきは、子どもによって異なります。いじめや虐待の質や量では絶対に語れません。

事例１

１７歳女子

　２度目の家出をして学校から児童相談所に連絡。リストカットをしているとの情報もある。親は経済的に問題はなく、母親も毎日食事を作っているとのこと、学力も高めであるがやや不登校気味。

　性的な非行もあるのではないかというのが学校の見立て。

※これも、行動の中に子どもながらの訴えがあります。

虐待を受けた子どもの症状（虐待被害児症候群）

Abused children may exhibit:
自己肯定感の低さ（a poor self-image）、性化行動（sexual acting out）
他人への不信感（an inability to love or trust others）
非行行動など（aggressive, disruptive, or illegal behavior）
怒り、憤激、不安、恐怖（anger, rage, **anxiety** , or **fear**）
自己破壊行動、自傷（self-destructive or self-abusive behavior）自殺企図（suicidal thoughts）
行動の行き過ぎ、低下（passive or withdrawn behavior）
新しい関係性を作ることへの恐怖（fear of entering into new relationships or activities）
学校での問題、不登校（school problems or failure）
気持ちの落ち込み（sadness or other symptoms of depression）
フラッシュバックや悪夢（flashbacks or nightmares）
薬物、アルコール（drug or alcohol abuse）

Read more: http://www.healthofchildren.com/B/Battered-Child-Syndrome.html#ixzz6WqpLRQFv

子どものサイン

被害児が開示する前から何らかのサインを出している

前思春期では、①性的言動（過剰なオナニー、他人の性器を触る、性的場面を再現する遊び、年齢不相応の性的 言動や質問、など）、②身体化症状(腹痛など の不定愁訴)、③分離不安、④興奮など

年長児では、①家出や徘徊②うつ状態③性的逸脱行動

「性的虐待・性被害への対応プロセスに関する研究」奥山眞紀子・内山絢子

トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…

背景に性被害がある可能性について検討

→２年前の経過記録に「お父さんに足や胸を触られるのがいやだ」と話したとある。

→理由なく家に帰りたくないことに寄り添う支援。

メガネがないと…

「家にきちんと帰りなさい！」と支援者が指導

→子どもはどうしたらいいか、わからない。理由なく受け入れてくれる友人や「パパ」の元へ行く。→再被害の恐れ

事例２

１４歳女子

　学校からの連絡。転入してきた子ども。同居者は母のみ。

　非常に優秀で真面目。子ども自体はきちんと話をしてくれる。理由については、お腹が痛いとかなど言っている。学校になじめないと言っており、いじめに該当するような話もでている。SCにはよく話をしている。

トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…

背景に性被害がある可能性について検討

→現在の経済状況を確認したところ、母は働いているが、母の彼氏の出入りが認められた。

メガネがないと…

いじめ？

放置？

➢いっそう、家庭内に子どもが取り残され、SOSがでない。

開示ができない

身体的虐待が疑われるケースの開示率は親が加害者と親以外が加害者では有意差はない。しかし、性的虐待が疑われるケースの開示率では親が加害者では２２％、親以外が加害者では８９％と、大きな差がある。

（Hershkowitz, Horowitz,& Lamb(2005)、被害開示を阻害する要因実務における司法面接の課題：非開示にどう取り組むか」仲(2017））

子どもが被害を訴える

- どうしようもなくなって、訴える
  「このままだと大変なことになると思って」
- 加害者と分離されて、安心してから訴える
  お母さんからの身体虐でシェルター入所後に被害を訴える。
- 友達が性被害について告白したときに、一緒に訴える
- 養護教諭の先生と信頼関係ができ、ふとしたときに養護教諭の先生が性被害などがないか、という趣旨の質問をして、答える
  「それまで、誰にも聞かれなかった。」
- 性被害についての教育を受けて、自認する。

実際によくみる副作用

自分が悪い、自分が誘ったと言う。→社会から孤立、自傷的に
人に合わせすぎる、要求を断らない（過剰適応）→また被害に
非加害親との関係性に悩む　→家でも孤立化
不登校に　→社会から孤立
同年代の子どもと話せない　→孤立化、（悪い）大人との接触

⇒孤立によって、狙われやすい。自傷的なため、再度被害にあいやすい。

❄ 開示

Sorensen & Snow(1991)：116件

74％が偶然発覚。開示は23％

否認→曖昧→開示→撤回→開示と変遷

仲真紀子（2017）「実務における司法面接の課題：非開示にどう取り組むか」心理学評論60(4)，404-418

事例３

１５歳女子

　元々、リストカットなどをしていた子ども。担任との信頼関係が非常に強くできている。児相からは、以前、離婚した父から性被害があったという。でも、既に離婚し、別居してから２年ほど経過しているはず。

　金髪にして、パパ活などもしている子どもだが、うまく学校はかかわってきた。

　しかし、学校に来なくなってしまった。

トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…

現在も、性的な被害がある可能性についても視野に入れて、新たにSCを入れる、市役所の担当者もつける、保護者にも子どもを支えることをお願いする。

➢すると、現在の担任が性加害をしていた。

メガネがないと…

担任の先生だより！

➢さらなる被害

支配される子ども（小学生くらい）

私が被害者代理をするなかで、明示的でなくても、子どもに大きな影響があったもの

（小学生くらい）

お母さん（きょうだい、ペット）が殴られている。

きょうだいも性被害を受けている。

大事なものが捨てられる壊される（ペットが売り飛ばされる）。

目の前でお金の授受を見せつける。

大好きだ、気持ちがよかったと毎回言わされる。

「愛している」「教育」「罰」と理由をつけられる。

支配される子ども（中学生以上）

（年長者）
抵抗をしたところ、一層の不利益を課される
写真をとられる

あとはグルーミング

やってはいけないこと！！

- 子ども同士のネガティブなコミュニケーションに大人が入って注意しないこと
- 目の前で大人と子どものネガティブなコミュニケーションがあったときに放置しないこと。
- 支配関係が形成されているときに、積極的又は消極的に支配者に加担すること。見て見ぬふりをすること。（子どもだけになったところで、声をかけてあげるなどして下さい。その場では何も言えないと思うので、なるべく連絡先をあげてください。）

➢子どもの自死防止のため。自分を守るべき大人がその状態を「無視」したり、「承認」したり、「加勢」することは、子どもを絶望させる恐れ。

精神症状

精神症状は家族内虐待で 85％、家族外性被害で 80％であった。

それまで 過剰適応していた子どもが、開示や保護をき っかけに一時的に症状が悪化したケースが年少児に多くみられた。

開示後に強くなった 精神症状

年少児…分離不安症状、回避 の症状、睡眠障害など、PTSD と考えられる 症状

年長児…解離症状、行為障害、性的逸脱、うつ状態

「性的虐待・性被害への対応プロセスに関する研究」奥山眞紀子・内山絢子

解離などについて

- 心的外傷後ストレス障害（PTSD）…フラッシュバック、侵入思考、過覚醒、認知のゆがみ、対人交流における正常なやりとりを脅迫的なものと誤解、回避
- うつ病、境界性人格障害
- 摂食障害
- DV,暴力、性非行など再現
- 依存性のあるものに対して脆弱

事例４

１６歳男子

3歳のときに継母と実父が結婚。
実父はやや変わっていて、大声をあげたりもする。
たばこ、他の男子と一緒に非行を繰り返している。
高校からは退学相当であるとの連絡があった。

トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…

この時点ではすでに遅いこともあるが、実は、極めて過酷な身体的暴力、きょうだい間差別を受けていた。

➢少年院ではなく、試験観察で働き始める

メガネがないと…

少年院➢その後、加害者になってしまうことも。

事例５

１０歳男子

施設措置中

同室者が施設職員に怒られていたところに、そばにいた。

後ろから、男性職員が、こっちにきなさいと手を引っ張ったところ、突然切れて、男性職員にけがを負わせるまで殴る蹴るの暴行を加えた。

理由をきいたところ、かっとなった、真っ白になったという。

トラウマのメガネをかける

トラウマのメガネでみると…

「真っ白になった」のはなぜなのか。

児相で心理通所開始。

メガネがないと…

単に暴力をしたことを謝らせるだけ。

本人もどうしてかわからないまま。どう治してもいいのかもわからないまま。

理解がされないと、孤立化したり、悪化したりする。

グルーミング

性的加害、性的搾取、人身売買を目的
子どもの信頼を得るために精神的なつながりを構築することをいう。

グルーミングのダイナミズム

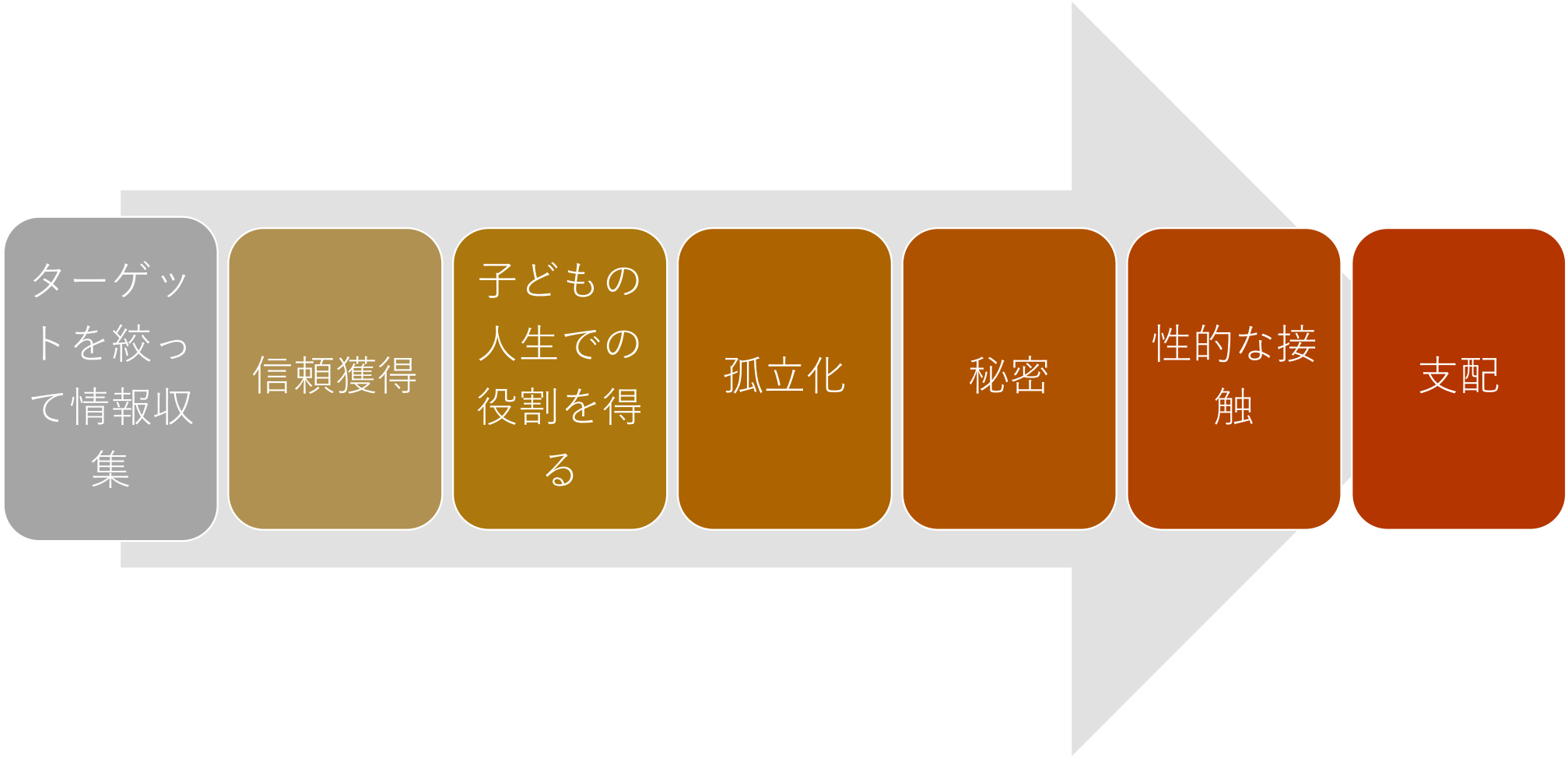

女の子が被害者のケース

情報収集（ＳＮＳなど）

- ターゲットの情報収集（例；家族構成、学校、趣味）
- ＳＮＳ、メッセージ、デート系、ゲーム
- なりすまし（例；母の同僚、弟の同級生が同じ一人の加害者のなりすまし）
- 自己評価の低いコメント、傷つきやすい人であることを示すコメント

接触の方法

- グルーミングは、ネット上、対面、いずれの方法でも始まる。
- 見知らぬ人、知り合い、全くの知らない人、いずれの場合でもあり得ます。
- グルーマー（グルーミングをする人）は、女性の可能性もありますし、子どもや高齢の方など、どんな年齢の人でもありえます。

初期接触～信頼関係構築

- ネットで接触　（例；同年齢）
- 味方になる　（例；理解を示す）
- プレゼントをする
- 連絡を密にする
- 地位や評価（ときには成り済ました別人の）
- 旅行に連れていく、外出をする、休日に連れ出す

信頼獲得後

- 子どもを家族や友達から切り離して、自分に依存させる、孤立化させる、秘密をつくる
- 「**秘密**」をつかう。（信頼させるために、脅すために）
- 子ども達に、グルーマーのいう通りにするしかないと思わせる。

性的被害への移行

- 食事、映画、家（ＤＶＤなど）
- 冗談交じりの…ボディータッチ、性的な会話、性的な写真
- 秘密裏に写真や動画を保存

⇒　**脅迫**の手段

⇒　**半永久的**に保存、シェア

グルーミングされた子どもたちの行動

1　秘密の行動（ネットを含む）

2　年上の交際相手

3　行き慣れない場所に行く（「友達に会う」）

4　新しい物、例えば服、携帯電話などを持つ。それについて子どもが説明したがらない、説明できない。

5　薬物やアルコールを入手できるようになる

子ども達にこのような行動
がある場合は要注意

なぜ知られていないのか

恥ずかしい

被害にあっていると気づかない

自分が悪いのかな…

性的被害

彼氏、彼女だと思っている

グルーミング

男の子が被害者のケース

- 日本では、男児への性被害、性的搾取、人身売買についての被害が明らかになっていない。
- しかし、実際には声を上げていない被害者が相当数いるはず。
- また、男児をグルームすること（手なづけること）は、おそらく女児よりも簡単である。
- 被害者となった男児が加害者になることもアメリカでは
- 男児については、今後の周知活動が不可欠と言える。
- 加害者が母親の可能性の確率は、被害者が女児のときよりも

開示による
ストレスを
減らす

- 子どもが話をするときに、話をすること自体のストレスを低減させるための努力をしています。
- つなっぐでは、子ども達が協同面接や、家庭裁判所調査官の調査を受ける前後に、子どものストレス軽減のために、わんちゃんがそばにいてくれるサービスを開始しています。
- （新井康祥医師、丸山洋子医師、吉田尚子獣医師、山本真理子准教授）

付添犬

○　ふれあい

○　検察官と子どもと付添人と付添犬（コートハウスドッグ）

　→大人同士も、大人と子どもも、みんなとってもなごみます！

○　事情聴取中、眠っていてくれる。

○　眠っている際の寝息が、負担軽減に。

○　裁判所への上申書（子どもの気持ち、子どもの状態）、意見書（子どもの状態、証言や今後への影響）、診断書（子どもの状態、避けるべき状態、あるべき状態）